

令和8年度ICT人材育成支援指導者派遣等業務 仕様書

1 委託業務名

令和8年度ICT人材育成支援指導者派遣等業務

2 背景・目的

和歌山県では、労働力人口の減少により、あらゆる産業において人手不足が深刻化している。

そうした中で、県内のICT関連企業の専門的な知識を持つ者が、学生に対して専門的な知識を教授することで、県内の中高生がより専門的なICTに関する知識・技術を習得するのに加え、県内企業の魅力を認知することにつなげ、県内産業の発展に寄与する人材に育成したいと考えている。

そのため、和歌山県では、県内中学校・高等学校の部活動等の課外活動や総合的な学習（探究）の授業に対し、ICT関連企業の指導者派遣を実施する。

ただし、総合的な学習（探究）の授業への指導者派遣については、当該授業にてICTに関する学習を行っているものに限る。

※総合的な学習（探究）の時間とは、変化の激しい社会に対応して、探究的な見方・考え方を働かせ、横断的・総合的な学習を行うことを通して、よりよく課題を解決し、自己の生き方を考えていくための資質・能力を育成することを目標にして実施されるもの。

3 業務内容

(1) 県内の対象校への周知

- ・ 受託者は、県内中学校・高等学校に対して、本事業の周知を行い、新たに派遣を検討している県内中学校・高等学校から、本事業に対しての質問があった場合は、その内容に対して回答するとともに本事業の詳細について説明を行うこと。
- ・ 受託者は、県内中学校・高等学校に本事業の理解を深めてもらうために、県内中学校・高等学校の学生を対象とし、ICTに関する基礎的な知識を学ぶ場を設定し、本事業の指導者が試行的に指導を行うこと。

(2) 派遣校の決定

- ・ 受託者は、県内中学校・高等学校より派遣校登録申請があった場合、内容を精査の上、派遣校を決定すること。
ただし、指導者等の派遣を受ける県内中学校・高等学校活動は、次に掲げる全ての事項に該当するものとする。
 - ア 県内の学校におけるICT関連の部活動または県内の学校における総合的な学習（探究）の時間の活動においてICTの専門性を向上させられるものと認められるもの。
 - イ 県内で実施されるもの。
 - ウ 政治活動、宗教活動及び営利活動を目的としないもの。
- ・ 派遣校数について、10校（紀北：8校、紀南：2校）程度を想定。

(3) 指導者の選出

- ・ 受託者は、県内中学校・高等学校活動に派遣する指導者を各派遣校に1名以上派遣できるよう

10名程度候補を選出すること。ただし、選出する指導者は、次に掲げる要件のいずれかに該当するものとする。

ア ICTについて専門的な知識を有する者

イ ICT企業等において業務でICTにかかる業務を行う者

ウ その他この事業の実施に関して適当であると認められる者

(4) 派遣校と指導者の調整

- ・ 派遣校から活動の内容及び要望をヒアリングし、条件に合った指導者を調整すること。なお、指導者側の意見もヒアリングし、双方の意見を踏まえて調整すること。

(5) 指導者派遣の実施

受託者は、3(2)において派遣を決定した県内中学校・高等学校から指導者派遣申請があった場合、内容を精査の上、指導者の派遣を行うこと。

- ・ 受託者は、派遣を行った活動に関して、学校から速やかに報告を受けること。
- ・ 受託者は、派遣校からの報告を受け、進捗状況を把握し、必要があれば派遣校と指導者との打ち合わせ等を行うこと。
- ・ 指導者派遣について、オンライン会議システムを活用したリモート専門家派遣も可能とする。
- ・ 指導者派遣回数について、全校累計70回程度とし、累計120時間程度とすること。なお、1回の指導につき30分～4時間程度、1～2名(令和7年度実績:平均1.1名)の派遣を想定。

(6) 成果報告会の実施

- ・ 受託者は、指導者派遣を行った学校が成果を発表する報告会を開催すること。
- ・ 成果発表会の日程について、令和9年3月を想定し、派遣校の生徒及び指導者が出席可能な日程で調整すること。なお、成果発表会の時間について、4時間程度とすること。
- ・ 成果発表会の会場について、和歌山市内で100名以上が収容できる会場で実施すること。なお、派遣校の成果物の発表・実演できるスペースを確保すること。
- ・ 成果発表会について、派遣校の成果発表後、講評を行うこと。講評者について、ICTについて専門的な知識を有する者1名程度を成果発表会に派遣すること。
- ・ 成果発表会において、生徒同士が活発に意見交換や交流ができるよう工夫すること。
- ・ 成果報告会に係る経費(会場費、指導者及び講評者の謝金・旅費等)について、受託者が負担すること。

(7) 成果物の作成

- ・ 受託者は、3(1)～(5)で行った内容を集約し、成果物としてまとめ、事業報告書とすること。

4 予算上限額

金2,497,000円(うち、消費税及び地方消費税の額227,000円を含む)

5 契約期間

契約締結日から令和9年3月31日(火)

6 その他留意事項

- (1) 受託者は、業務の遂行に関し、本仕様書及び提案書に沿って実施すること。

- (2) 受託者は、本仕様書にないものは県との協議により定めること。
- (3) 受託者は、業務の内容及び範囲について、県と十分協議し、業務の目的を達成すること。
- (4) 受託者は、本業務の実施にあたり、計画に変更が生じた場合は県と協議し、実績に応じて変更契約を締結すること。
- (5) 受託者は、業務の実施の際に知り得た個人情報は適正に管理し、決して漏洩、不正使用を行わないこと。本契約終了後も同様とする。